

別記様式

被処分者	認 定 番 号	静岡県公安委員会 第 490776 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	山崎 康男（絆代行）
	主たる営業所が 所在する市区町	静岡県袋井市
処 分 年 月 日		令和 8 年 9 月 3 日
処 分 内 容		認定取消処分
処 分 理 由		自動車運転代行業の欠格要件に該当するため
根 拠 法 令		・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第7条第1項第2号 ・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第3条第2号
処分を行った公安委員会		静岡県公安委員会